

## 平成 28 年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の申請漏れについて

平成 28 年度子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の申請漏れについてご報告いたします。

住民課では、小学生の放課後における居場所づくりのために、平成 23 年 11 月から「学童クラブ」を南相木小学校生活科棟で実施しています。主な事業経費は指導員の賃金ですが、国・県・村が 3 分の 1 ずつ負担することになっています。

本件は、この放課後児童健全育成事業に係る国及び県への補助金申請を事務の不手際により申請を怠ってしまい、国と県の補助金が未収入となったものです。事件の経緯について、以下のとおり報告いたしますとともに、村民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今後、このような問題が二度と起きないよう再発防止に向けた取り組みを徹底し、全職員一丸となって村民の皆様の信頼確保に努めてまいります。

### 1 経緯については、以下のとおりです。

平成 29 年 4 月 26 日に平成 28 年度予算（歳入・歳出）について住民課長が確認作業をしていたところ、放課後児童健全育成事業の国庫補助金及び県補助金について、調定及び歳入がなされていないことに気付き担当者に確認したところ補助金の申請をしていないことに気がきました。担当者は、平成 28 年 4 月から新たに係担当となりましたが、前任者からの引き継ぎ内容を十分理解できておらず、複数の業務を兼務しているなか、申請時期等の把握が十分ではありませんでした。また、県からの補助金申請に係る通知のメールは担当課である住民課ではなく、保育所へ送信されていましたが、平成 27 年度は保育所と住民課へそれぞれ送信されていたこともあり、保育所から住民課へ送信されることはありませんでした。担当者は県からの文書又はメールを確認し、補助金申請等の事務を行っていましたが、本件に関して県への確認をすることもありませんでした。さらに、平成 29 年度の当初予算の作成時や平成 28 年度最終補正予算作成時と気付く機会は度々あったにもかかわらず、担当者及び上司であった住民係長（当時）、住民課長（当時）も気付くことなく発生してしまいました。

### 2 弁済について

職員個人の賠償責任については、地方自治法第 243 条の 2（職員の賠償責任）の規定に基づく賠償責任がありますが、本件は該当していないことから、職員の個人責任は負わないと判断いたします。

### 3 関係職員の処分について

南相木村職員懲戒処分等審査委員会からの報告を受け、関係職員の処分については、以下のとおり決定しました。

当該補助金申請事務の担当者であった住民課主事と上司であった住民課長（当時）を減給 3% 3 ヶ月とし、住民係長（当時）は戒告とした。（平成 29 年 7 月 5 日付）

なお、村長につきましては、選挙公約により任期中の給料月額 20% 減額を実施中ですが、監督責任として、更に減給 10% 3 ヶ月とした条例改正案を 6 月議会に上程し、可決された。

### 4 今後の対策について

今後は、全職員へ事務処理の適正化について徹底するとともに、再発防止策として、全職員を対象とした研修会等を実施することにより、再発防止に努めてまいります。